



ひと、くらし、みらいのために

資料5

生活福祉資金貸付制度等について

平成24年9月27日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

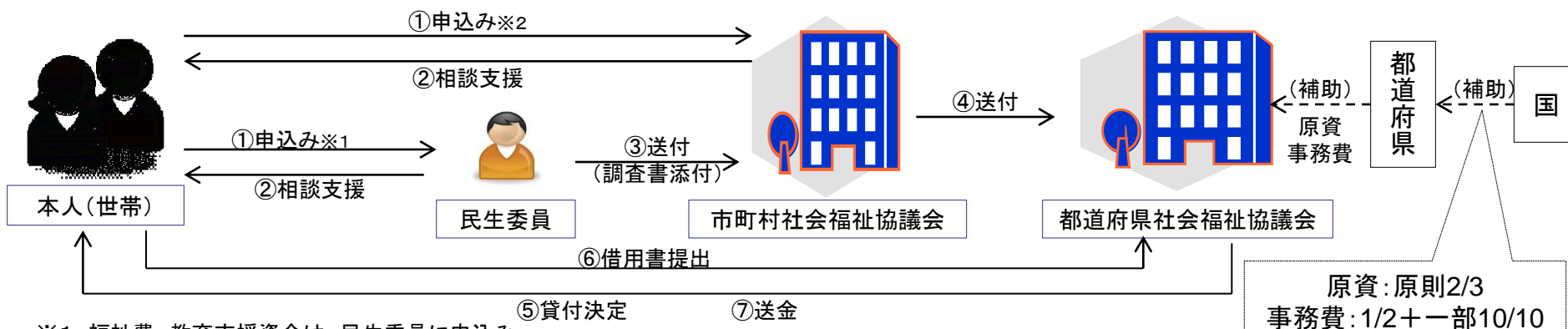
【貸付対象】 (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】 ・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利子】 ・連帯保証人を立てた場合 無利子
・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H24.4.1時点 年1.35%)のいずれか低い利率

貸付手続きの等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:12月以内	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人 なしでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内				
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定 (例) ・療養、介護サービスを受けるのに必要な経費 →療養期間、介護サービス期間が1年を超えない時は 170万円 ・冠婚葬祭に必要な経費 → 50万円 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 → 50万円	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後 20年以内 ※資金の用途に応じて目安を設定 (例) ・療養、介護サービスを受けるのに必要な経費 →療養期間、介護サービス期間が1年を超えない時は 5年 ・冠婚葬祭に必要な経費 → 3年 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 → 3年	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人 なしでも貸付可
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 8月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月 6万円以内 <短大>月 6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯 借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期 フライトレート (H24.4.1現在年 1.35%)のいずれ か低い利率	要 ※推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 (集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

生活福祉資金貸付制度に係る予算措置の状況

資金種別	～H20	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
◆総合支援資金 ※H21. 10 創設		<p>セーフティネット 支援対策等 事業費補助金 (補助率 国 10/10) 〔H21一次補正 702億円〕 ※3年相当分</p>	<p>緊急雇用創出事業 臨時特例基金 (補助率 国 10/10) 〔補正 500億円〕</p>		
相談支援 体制経費 (事務費)			<p>緊急雇用創出事業 臨時特例基金 (補助率 国 10/10) 〔H21二次補正 36億円〕</p>		
◆総合支援資金以外		<p>セーフティネット支援対策等事業費補助金 (補助率) 国2/3 都道府県1/3</p> <p>※激甚災害被災世帯に対する貸付財源については、国 3/4 都道府県 1/4 ※要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、国3/4 都道府県市1/4</p>		<p>緊急小口資金特例 貸付 (国3/4) 生活復興支援資金 貸付 (国3/4) 〔H23補正199億円〕</p>	
事務費		<p>セーフティネット支援対策等事業費補助金 (補助率) 国1/2 都道府県1/2</p>		<p>特例措置対応相談員 配置経費 (国10/10) 〔H23補正58億円〕</p>	

制度の実施状況

資金種類	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数(件)	金額	件数	金額	件数	金額
福祉資金	1,736件	14.9億円	4,115件	33.4億円	5,066件	39.3億円	4,713件	33.6億円
緊急小口資金	3,127件	2.4億円	15,590件	13.3億円	21,376件	18.6億円	81,025件	106.6億円
教育支援資金	7,906件	60.3億円	13,139件	93.0億円	14,287件	99.7億円	13,914件	101.8億円
総合支援資金(H21.10～)			26,353件	178.7億円	41,344件	262.2億円	17,779件	101.9億円
離職者支援資金(～H21.9)	1,610件	23.0億円	1,960件	24.1億円				
不動産担保型生活資金	486件	45.0億円	371件	36.7億円	358件	36.5億円	299件	26.2億円
計	14,865件	145.6億円	61,528件	379.2億円	82,431件	456.3億円	117,730件	370.1億円

※ 平成23年度の数値については速報値。今後変動があり得る。(宮城県においては平成23年3/30及び3/31の実績も含む数値。)

※ 平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。なお、被災三県における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は64,965件、貸付金額は93.3億円となっている。

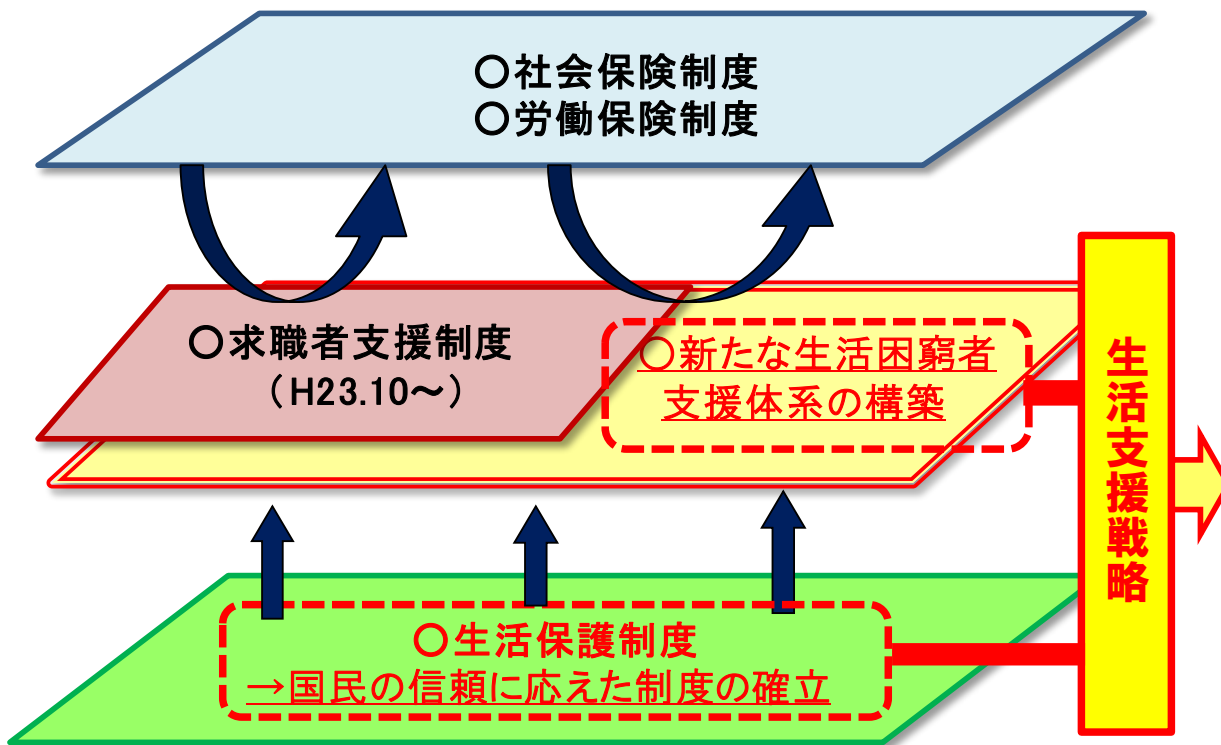
「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- 生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- 国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- 生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- 生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- 子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- 「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

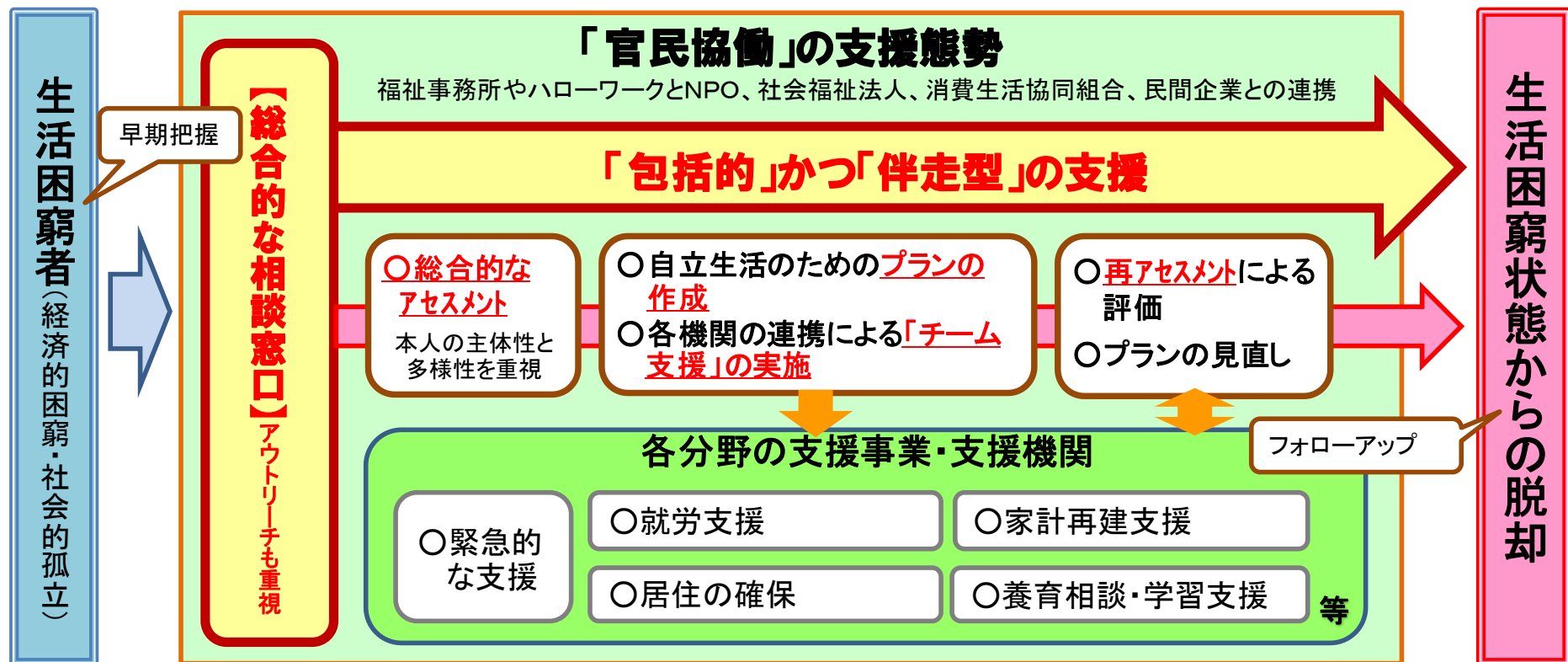
経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



就労支援の強化(多様な就労機会の確保)

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付)+居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

本人の「ステージ」に応じた多様な就労支援

○「中間的就労の場」の提供等

・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などを提供

〈参考例〉

1. **自治体の取組** ①京都府では、ひきこもりの若者の就労支援として、食堂での雇用やものづくりの場での技術指導等の中間的就労の取組を実施。②釧路市では、就労型インターンシップとして、ゴミの選別作業・公園管理等を実施。
2. **民間の取組** ①「(福)一麦会(和歌山県)」では、障害者に加え、ひきこもりの若者を対象に農業(6次産業化)での就労を提供。②「(特)とちぎボランティアネットワーク」では、インターンシップによるニート等の就労支援や、地域の課題に対応した仕事おこしを通じた就労支援の取組を実施。

中間的就労

一般就労

○自治体とハローワーク
とが一体となった就労
支援

・「福祉から就労」支援事業
の抜本強化

社会参加

日常生活自立

○就労準備のための支援

- ・就労体験等を通じた訓練
- ・生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の
日常・社会生活自立のための訓練

家計再建支援と居住の確保

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付)+居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

「新たなセーフティネット」の導入の検討

多様な就労機会の確保



家計再建支援

○家計再建相談

- ・家計・生活状況を把握し、個別に家計の再建を助言指導
- ・家計収支状況をフォローし、必要な指導を実施



○資金貸付

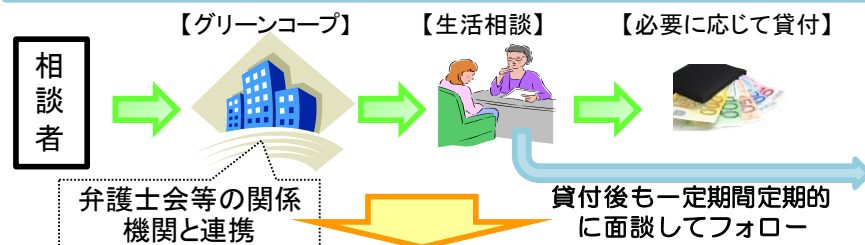
- ・家計再建のための小口貸付



居住の確保

【実践例】福岡県(グリーンコープ生協)の取組

○生活困窮者に寄り添った丁寧な生活相談と家計指導を行いながら、その生活再生を支援。



平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比：0.59%)。

	グリーンコープふくおか		5生協合計	
	22年度	開業累計	22年度	開業累計
電話件数	1,863	9,242	3,176	12,220
面談件数	1,182	4,984	2,062	6,941
家族を含む面談件数	1,184	5,332	2,066	7,385
貸付希望の件数	786	2,888	1,390	4,103
貸付金の件数	210	638	359	887
貸付金額(万円)	11,886	43,682	20,392	57,846
貸付残高(万円)	22,246	—	32,809	—
貸付平均額(万円)	57	68	57	65

※生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。